

■ 鉱区税（県税）

この税は、地下の埋蔵鉱物を試掘・採掘するという権利を与えられていることに対して課税されるものです。



県内に鉱区を持っている鉱業者



鉱区の種類		納める額	
砂鉱を目的としない鉱区	試掘鉱区	面積100アールごとに	年200円
	採掘鉱区	面積100アールごとに	年400円
砂鉱を目的とする鉱区	河床	延長1,000メートルごとに	年600円
	その他のもの	面積100アールごとに	年200円



※ただし、石油や可燃性天然ガスを目的とする鉱区は上記の金額の2/3です。

申告・・・鉱業権の取得、消滅又は変更の日から7日以内です。

納税・・・納税通知書による納期限（5月末日）までに、納めます。

■ 狩猟税（県税）

この税は、猟銃・わな・空気銃等により狩猟をするために県から狩猟者の登録を受ける人に課税されるもので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関する費用にあてられる目的税です。



「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」による狩猟者の登録を受ける人



免許区分	税額	納める額			
		一般	対象鳥獣捕獲員	認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者	有害鳥獣捕獲許可を有している者
第一種銃猟免許 (散弾銃・ライフル銃)	①県民税の所得割額の納付を要する者	16,500円	0円	0円	8,200円
	②県民税の所得割額の納付を要しない者	11,000円			5,500円
網猟免許	③県民税の所得割額の納付を要する者	8,200円			4,100円
	④県民税の所得割額の納付を要しない者	5,500円			2,700円
わな猟免許	⑤県民税の所得割額の納付を要する者	8,200円			4,100円
	⑥県民税の所得割額の納付を要しない者	5,500円			2,700円
第二種銃猟免許 (空気銃[ガス銃を含む])	-	5,500円	2,700円		

※ ②、④、⑥に該当する者のうち、県民税の所得割額の納付を要する者の同一生計配偶者又は扶養親族（農林水産業に従事する者を除く）に該当する者は、それぞれ①、③、⑤の税額となります。



狩猟者の登録を受ける際に合わせて申告を行い、県の証紙で納めます。